

## ＝ 家族経営協定について ＝

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

### ◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

幕別町では現在、後継者の就農や新規就農などをきっかけに経営の目標や役割分担などを話し合い、協定を締結した家族は令和2年12月末現在で42戸となっています。

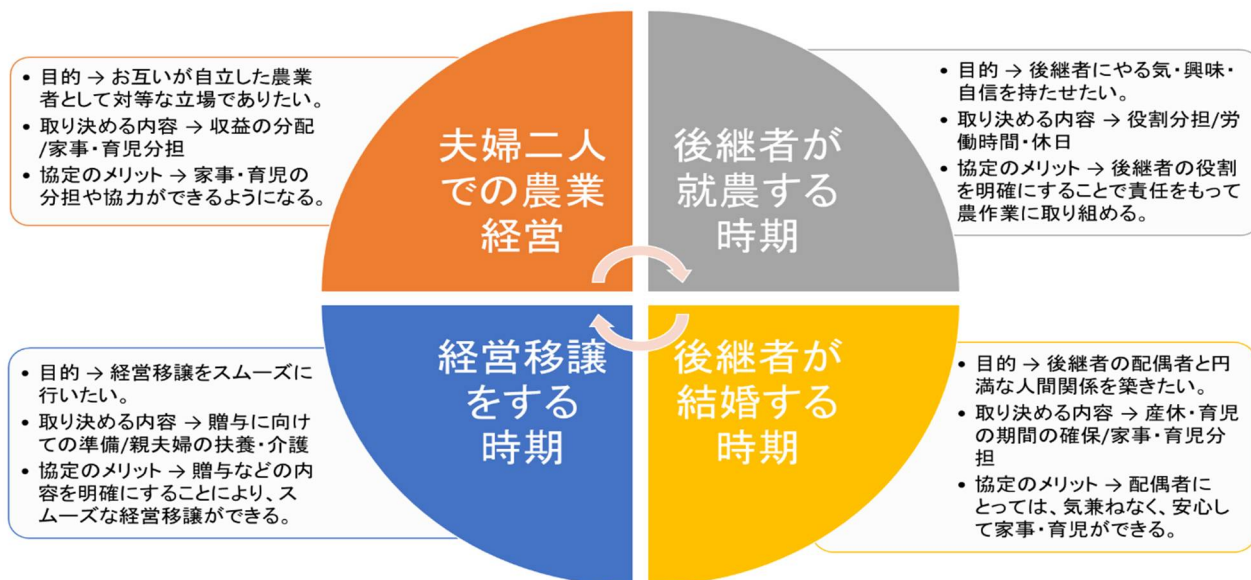
### ◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

### ◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



### ◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

#### **ステップ1** お互いの負担や悩みを伝えましょう

- ・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

#### **ステップ2** 内容を考えましょう

- ・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

#### **ステップ3** 協定を結びましょう

- ・取り決めを確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

#### **ステップ4** 定期的に見直しましょう

- ・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

(次ページに続く)

## ◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）  
電話：0155-54-6605 FAX：0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

## のうち知っ得情報

### 農地の賃貸借と使用貸借～農地法での取扱いの違いは？

農地法第3条の許可を受けて賃貸した農地は、原則、貸付期間が満了しても、自動的に契約は終了せずに法定更新されることとなります。

また、同条の許可を受けた農地の賃貸借では、賃借人が死亡した場合、賃借権は相続人に相続され、賃貸借は継続されることとなります。同様に、賃貸人が死亡した場合も、賃貸人の相続人に権利義務の一切が相続され、賃貸人としての地位が引継がれるので、賃貸借契約は継続されることとなります。

なお、契約を解約し農地の返還を受ける場合には、農地法第18条に基づく解約の許可や許可を要しない合意解約の手續等が必要となります。

一方、使用貸借においては、貸付期間が満了すると、自動的に賃貸人が農地の返還を受けることとなりますが、当該期間を過ぎた後も借主が耕作を続けていると、農地法の手続きを経ない貸借となります。

さらに、使用借人が死亡した場合は、使用貸借は終了し、使用借人の相続人に使用貸借が引継がれることはありませんのでご注意ください。

◇広報委員◇  
委員長 高野 英一  
副委員長 範 貴  
委員 小 棚 信也  
委員 山 下 林 昭也  
委員 橋 本 浩 弥  
委員 西 田 浩 幸  
委員 中 村 信 富  
委員 田 村 信 富  
委員 委 員 員 員

### 各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

→ 右下の町政情報の「幕別町農業委員会」

→ 「○各種様式」をクリック